５年間に取り組む事業の全体像

水源環境を保全・再生するため、「施策大綱」の体系に基づいて総合的な取組を行っていきます。

５年間（平成 24～28 年度）に県、市町村、利水者などが取り組む事業の全体像は次頁以下のとおりであり、この中には「第２期実行５か年計画」に位置付けられた 12 の特別対策事業が含まれます。

■　施策体系

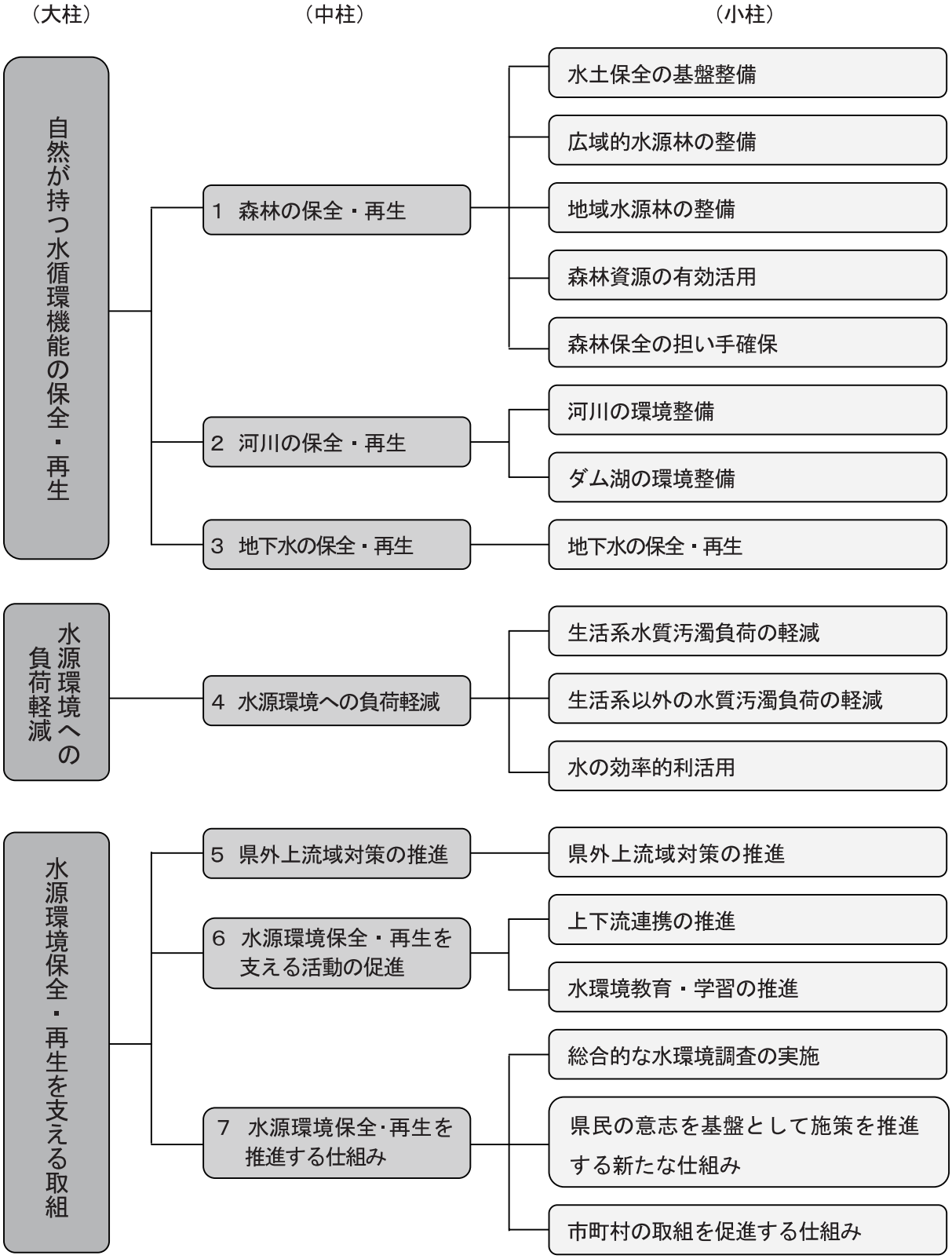

1　森林の保全・再生

※は特別対策事業

小柱	構　成　事　業	実施主体
水土保全の基盤整備	**一般造林** 森林組合等が行う造林事業に対して助成を行うことなどにより、森林資源の確保と森林の公益的機能の増進を図ります。	県
	治山 森林の維持・造成により、水源かん養機能等の向上及び増進を図ります。	県
	林道整備 効率的な林業経営と適切な森林管理を行うための基盤となる林道づくりを行います。	県
	砂防 砂防施設の整備を行うことにより、県民の生命・財産を守るとともに、土砂流出防止機能の向上を図ります。	県
広域的水源林の整備	**水源の森林づくり事業の推進　（※）** 水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支援により、水源かん養機能等の公益的機能の高い水源林として整備します。	県
	丹沢大山の保全・再生対策　（※） 自然環境の劣化が継続している丹沢大山地域において、シカ捕獲、土壌流出防止対策、ブナ林等の調査研究や登山道補修などの県民協働事業に取り組みます。	県
	渓畔林整備事業　（※） 水源上流の渓流沿いにおいて、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性保全など森林の有する公益的機能を高度に発揮するための森林整備やモニタリングを実施します。	県
	優良林整備事業 「かながわ森林基金」の運用益等により、基金で買入れた立木の保育管理及び利用間伐を行います。	県
	水源かん養林の整備（相模原市緑区青根地区） 奥相模湖上流に位置する水源かん養林を整備します。	利水者
	自然保護奨励金 自然環境を保全するために、指定区域内の山林等の所有者に対して奨励金を交付します。	県
	自然公園管理 自然公園の適切な保全と利用について普及啓発するとともに、ビジターセンター等の維持管理や登山道等の施設整備を行います。	県
	自然公園における県民参加促進 緑を育む集い実行委員会やクリーンピア２１などにより、自然公園内において適正管理のための調査・普及啓発、公園施設の維持管理やイベント等の活動に対する支援を行います。	県・市町村・ＮＰＯ等
	自然公園指導員等による普及啓発 ボランティア活動として公募により委嘱された自然公園指導員及びかながわパークレンジャーにより、自然公園の保護や適正な利用について、公園利用者に対し指導・普及啓発活動を行います。	県
	県営林等の管理 県営林や承継分収林について、造林や下刈り、枝打ち、間伐などを実施し、公益的機能の充実した多彩な森林として整備します。	県
地域水源林の整備	**地域水源林整備の支援　（※）** 地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備を推進するほか、高齢級の私有林人工林の間伐を促進します。	県・市町村
	水源かん養林の整備（箱根町北部） 箱根北部のイタリー水源等の水源林を整備します。	利水者

小柱	構　成　事　業	実施主体
森林資源の有効活用	**県産木材の安定生産の推進** 大規模所有者との生産協定の締結や、林業事業体が行う施業集約化や高性能林業機械の導入等生産性向上の取組に支援します。	県
	県産木材の安定供給の推進 「かながわ県産木材供給センター(仮称)」を整備するとともに、品質や産地の明確な県産木材製品の生産・流通に対する支援を行います。	県
	県産木材の需要・消費拡大の推進 住宅建設における県産木材の利用を促進するとともに、県産木材の公共施設などへの支援等を行います。	県
	間伐材の搬出促進　（※） 森林資源の有効利用による森林整備を推進するため、間伐材の集材・搬出を支援します。	県
森林保全の担い手確保	**林業担い手確保事業** 林業従事者の就労条件改善のため、林業事業体への雇用及び経営改善指導を行うとともに、労働安全衛生の取組等を支援します。	県
	かながわ森林塾による人材育成（※） 林業への就業希望者から、既に林業に従事している中級、上級技術者まで様々な技術レベルに応じた担い手育成の研修を実施します。	県

2　河川の保全・再生

※は特別対策事業

小柱	構　成　事　業	実施主体
河川の環境整備	**河川・水路における自然浄化対策の推進　（※）** 市町村管理の河川・水路等における良好な水源環境を形成するため、市町村が主体的に取り組む水辺環境の整備や直接浄化などを推進します。	県・市町村
	河川における多自然川づくりの推進 県が管理する水源河川の本支流において、多自然川づくりにより生態系に配慮した水辺環境の整備を行います。	県
	河川美化対策の推進 不法投棄物・放置車両の撤去や草刈等を行い、良好な河川環境の形成を図ります。	県
	健全な流砂系再生に向けた調査検討 ダム湖に流入した土砂のダム下流への置き砂など、流砂系の健全化に向けた取組を関係者とともに推進します。	国・県等
	農とみどりの整備事業 農業用水の安定供給等のために市町村が実施する生態系等の環境に配慮した農業用排水路の整備を支援します。	市町村
ダム湖の環境整備	**ダム湖水質の直接浄化対策** ダム湖の自然浄化機能を高めるため、湖畔に植物浄化施設を整備するとともに必要な維持管理を行います。	県・利水者
	アオコ異常発生抑制対策 水源水質を良好な状態に保つため、エアレーション装置等によるアオコ異常発生抑制対策を推進します。	県・利水者
	ダム貯水池の堆砂対策 相模湖、丹沢湖における堆積土砂の除去及び流入土砂の抑制により、上流域の水害防止や貯水容量の回復を進めます。	県・利水者
	湖面管理対策 ダム湖の湖面の流木や浮遊塵芥を除去し、健全な湖面の維持管理及び水質保全の取組を行います。	県・利水者

3　地下水の保全・再生

※は特別対策事業

小柱	構　成　事　業	実施主体
地下水の保全・再生	**地下水保全対策の推進　（※）** 地下水を主要な水道水源として利用している地域を中心に、各市町村が主体的に取り組む地下水かん養対策や水質保全対策を推進します。	市町村
	地下水保全に関する広域調整及び規制･指導 地下水の採取規制や地下水汚染の浄化指導などを行うほか、地下水の保全・利用関係が広域に及ぶ場合の広域調整等に取り組みます。	県・市町村

4　水源環境への負荷軽減

※は特別対策事業

小柱	構　成　事　業	実施主体
生活系水質汚濁負荷の軽減	**県内ダム集水域における公共下水道の整備促進　（※）** 県内ダム集水域の下水道計画区域において、平成 38 年度までに 100%下水道整備を目指し、公共下水道整備の拡充を支援します。	市町村
	県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進　（※） 県内ダム集水域における生活排水処理率の向上を目指し、合併処理浄化槽（高度処理型）の整備を支援します。	市町村
	県内水源保全地域における下水道の整備 県内水源保全地域における生活排水処理率の向上を目指し、県が実施する流域下水道と市町村が実施する公共下水道の整備を進めます。	県・市町村
	県内水源保全地域における合併処理浄化槽の整備 下水道等の集合処理の適さない地域において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	市町村
生活系以外の水質汚濁負荷の軽減	**山岳部における水質汚濁負荷の軽減** 登山利用者等のし尿による水質汚染防止を図るため、山頂等に配置した環境配慮型山岳公衆トイレの適正な維持管理を行います。	県
	環境保全型農業の推進 土壌診断の実施及び農業者に対する技術的支援を行うことにより、土づくり運動の推進及び適正な土壌管理推進を図ります。	県
	農薬安全対策 農薬による被害を防止するため、農薬の適正使用の指導や事故防止対策を行います。	県
	廃棄物不法投棄対策 人目に付きにくい県内水源保全地域内において、監視パトロールの集中的な実施及び監視カメラの設置、不法投棄物の撤去を行います。	県
	産業系水質汚濁負荷の軽減 水質汚濁防止法や県生活環境の保全等に関する条例等により、工場や事業場等の排水の規制・指導等を行い、水源水質の保全を図ります。	県
	畜産系水質汚濁負荷の軽減 家畜排せつ物管理施設の整備を推進します。	県
水の効率的利活用	**水資源の大切さに関する普及啓発** 水資源展の開催や中学生水の作文コンクールの実施などにより、水資源の大切さを広く県民に訴え、節水など県民自身の取組を促進します。	県・利水者

５　県外上流域対策の推進

※は特別対策事業

小柱	構　成　事　業	実施主体
県外上流域対策の推進	**相模川水系県外上流域における森林整備（※）** 荒廃した森林を対象に、間伐や間伐に必要な作業道等の整備等を両県が共同事業として実施します。	県等
	相模川水系県外上流域における生活排水対策（※） 桂川清流センターにおいて、リン削減効果のある凝集剤による排水処理を両県が共同事業として実施します。	県等
	上流自治体と連携した上下流交流の検討 県域を越えた取組についての理解を促進するため、上下流交流活動の実施を検討します。	県等
	横浜市道志水源かん養林整備への負担 横浜市が道志村で実施している水源かん養林事業に対して、関係利水者が負担します。	利水者
	山梨県砂防工事への負担 相模湖に流入する土砂を防ぐため、相模川上流域において山梨県が行う砂防工事に対して、関係利水者が負担します。	利水者

６　水源環境保全・再生を支える活動の促進

小柱	構　成　事　業	実施主体
上下流連携の推進	**水源地域と都市地域の自治体間交流の促進** 水源地域と都市地域の自治体間交流を促進し、都市地域住民の水源地域・水源環境に対する理解を深めます。	県
	流域環境保全行動の促進 相模川水系、酒匂川水系など上下流の自治体や市民等が連携した流域環境保全行動の一層の促進を図ります。	ＮＰＯ等
	水源地域交流の里づくりの推進 水源地域の地域資源を活用した都市地域住民との交流事業の促進や交流の里イベント開催への支援などにより、水源地域の活性化をより一層推進します。	県・市町村等
水環境教育・学習の推進	**県民参加による里山の保全** 地域の貴重な資源である里山について、県民、企業、ＮＰＯ、学校などと行政が、それぞれの役割を担いながら行う保全・再生を推進します。	県・市町村等
	森林等を活用した環境学習の推進 次世代を担う子どもたちを対象に、教育活動の一環として森林等の自然環境を活用した体験活動を行うなど、環境教育への取組を行います。	県
	森林とのふれあいの推進 森林づくりボランティア活動等の事業に対して助成を行い、県民参加による森林づくりの推進を図ります。	県

７　水源環境保全・再生を推進する仕組み

※は特別対策事業

小柱	構　成　事　業	実施主体
総合的な水環境調査の実施	**水環境モニタリングの実施　（※）** 森林、河川などのモニタリング調査を行い、事業の実施効果の測定・公表を行います。また、酒匂川水系は、現在、水質に問題はないものの、県内上水道の水源の３割超を占めていることから、水量・水質に影響を与える森林等の現状を把握します。	県
	水質汚濁防止法に基づく水質調査等 水質汚濁防止法に基づく水質調査や環境ホルモン、クリプトスポリジウム等の水質に係わる調査を実施し、安全な水の確保を図ります。	県
	自然環境管理システムの整備 丹沢自然環境情報ステーション（e-Tanzawa）を活用して蓄積した、事業や調査等の各種情報を事業主体間で共有するとともに、県民への発信を行い、統合型、順応型、参加型の取組による丹沢大山の自然再生の着実な推進を図ります。	県

小柱	構　成　事　業	実施主体
県民の意志を基盤として施策を推進する新たな仕組み	**県民参加による水源環境保全･再生のための仕組み　（※）** 水源環境保全･再生の取組を支える県民の意志を施策に反映し、施策の計画や事業の実施等に県民が直接参加する仕組みを発展させます。	県
市町村の取組を促進する仕組み	**水源環境保全･再生に係る市町村の取組を促進する仕組み（※）** 「水源環境保全・再生市町村交付金」により市町村の取組を促進します。	県

参考２

次期「かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」に関する意見書

～かながわの豊かな水源環境の保全・再生に向けて～

平成２２年５月

水源環境保全・再生かながわ県民会議

はじめに

１．本意見書の趣旨

神奈川県は、県民の良質な水の安定的確保のために、平成17年度に20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を定めました。そして、施策大綱をもとに最初の５年間に取り組む「かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」を策定し、平成19年度から個人県民税の超過課税（水源環境保全税）による特別対策事業を推進してきました。

水源環境保全・再生かながわ県民会議は、５か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり」事業として設置され、12の特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担っています。

これに基づき、県民会議は、各特別対策事業とその最終目標である「良質な水の安定的確保」という効果を評価する道筋を「各事業の評価の流れ図」として整理して、県民フォーラム等により広範な県民参加を図りながら、これまで２回（平成19年度及び20年度）にわたり特別対策事業の実績を中心に点検・評価を行い、結果報告書を取りまとめてきました。

現行の５か年計画が平成19年度から開始され、４年目を迎えた現時点において、県民会議としては、引き続き特別対策事業の実施状況を点検・評価するとともに、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期５か年計画の検討を行うに際して、県民を代表しての意見を述べることは重要な責務であると認識するところです。

そこで私たち県民会議は、今後、県が次期５か年計画を検討するのに先立ち、次期計画の方向性について以下のように意見を取りまとめ、提出いたします。

２．現行の施策・税制の継続

水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものであるため、短期に効果が現れるものではなく、長期にわたる継続的な取組が必要です。

前述したように、県は、20年間の取組全体を示す施策大綱の方向性のもとに、水源環境保全税を財源として平成19年度から５か年計画に基づく12の特別対策事業を推進してきました。これらの事業の進捗状況をみると、一部には計画どおり進んでいない事業もありますが、概ね順調に実施されてきております。また、長期のモニタリング調査による事業の効果と影響は、現時点では十分に把握することはできませんが、一部の調査結果からは、事業の実施により一定の効果が認められる事業もありました。

また、財源については、水源環境保全税により、各種事業を継続的・安定的に取り組むことができました。

そこで、現行の水源環境保全税の枠組みを維持して、引き続きこれを財源としながら、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本として必要な見直し・強化を行い、より実効ある内容で次期の５か年計画を策定して関連事業を実施していくことが必要と考えます。

1　次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）

１－１　かながわ水源環境保全・再生施策大綱

施策大綱は、水源環境を保全・再生するための20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。現時点においても、その目的・理念、今後の施策展開の方向性等についての認識は変わらないため、基本的な内容の修正は必要ないものと考えます。ただし、施策大綱に記載されているデータの更新、追加等については、基礎資料として継続的に行う必要があります。

１－２　かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画

（１）計画期間

施策大綱に則り、次期の実行計画の期間は、現行計画と同様に、５年間（平成24～28年度）の計画とすべきと考えます。

（２）対象施策・対象地域

ア　対象施策

水源環境保全税により実施する事業については、現行計画と同様に、主として水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組とする必要があります。

イ　対象地域

現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる県内水源保全地域を主な対象地域とし、水源環境保全･再生を支える活動の促進については、県民全体で水を守る観点から、県全域とします。

相模湖等の集水域である山梨県側の県外上流域対策は、現行計画で、山梨県と共同で施策実施のための調査を行っており、その検討状況を踏まえて対象地域とすることを検討すべきです。また、酒匂川の流域である静岡県側の県外上流域については、引き続き水質等の状況を把握していくべきと考えます。

（３）構成事業の考え方

水源環境保全税により実施する事業については、「一般的な行政水準」を超え、新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業の対象とする現行計画の枠組みを原則とすべきです。

一般財源で実施する事業と水源環境保全税で実施する事業との関係が複雑で、分かりにくいという意見はありますが、丁寧な説明や表現等の工夫により、県民に分かりやすく対応する必要があります。

（４）事業費規模

事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、次期計画が施策大綱に基づき策定されるものであることから、現行計画と同規模の５か年で約190億円（年額約38億円程度）をベースに検討し、必要な事業費を確保すべきです。

現行の税制における歳入の状況等については、県が実績に基づき検証し、県民会議に対し報告する必要があります。

２　次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）

２－１　森林関係事業

○　今後の林業労働力の質的・量的確保のため、人材育成に取り組んでいる「かながわ森林塾」について、次期計画に位置付け、適切な目標を設定すべきです。

○　シカ管理と森林整備の一体的実施については、水源かん養や土砂流出防止、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能の観点から次期計画に位置付け、地域に応じて、水源の森林づくり事業や丹沢大山保全・再生対策などの関係事業と連携して取り組むべきと考えます。

○　地域水源林整備事業について、市町村が選択する整備手法により事業面積に比較して事業費が増加するため、今後はより適切な整備手法を検討する必要があります。

２－２　水関係事業

○　河川・水路の自然浄化対策の整備手法について、生態系に配慮した河川・水路等の整備と直接浄化対策の手法を再検討する必要があります。例えば、汚染源（点源）対策とセットで河川・水路の自然浄化対策を実施することも一つの方法です。

○　河川・水路の整備実施箇所では水質改善効果がみられる場所もありますが、生活排水などの流入がみられる箇所もあります。引き続きモニタリング調査を実施し、整備効果の把握に努める必要があります。

○　地下水汚染箇所について、地域の状況に応じた効果的な浄化対策を実施するとともに、長期的にモニタリングを継続することが必要です。

○　公共下水道及び合併処理浄化槽の整備については、相模原市における下水道計画区域の縮小と合併処理浄化槽整備区域の拡大に伴い、それに応じた下水道普及率や整備基数の目標の見直しが必要です。

２－３　県外上流域対策関係

○　県外上流域対策については、相模川水系上流域の森林の現況や水質汚濁負荷の状況等について山梨県側と共同調査を実施してきており、その調査結果を踏まえた効果的な森林保全対策や水質保全対策等が必要です。

○　県外上流域対策を実施する場合の事業の内容、事業量及び費用負担については、①神奈川県の行政区域を越える区域であり、②税負担を担う神奈川県民にとって広範かつ明確な公益をもたらすべき事業であること、③山梨県の既定の計画を超えて上乗せして実施する事業であること、という見地から、費用対効果も含めて十分に検討する必要があります。

○　実施事業の効果を検証するため、場所や項目の選定等について適切なモニタリング調査をすべきです。

２－４　県民参加の仕組みづくり・調査関係

○　「県民参加の仕組みづくり」については、現行計画の中でこれまで県民会議が検討し、構築してきた仕組みを次期計画にも位置付け、それを基本に発展させるべきと考えます。

○　市民事業の支援については、市民事業支援制度の対象となる事業に限らず、多様な関係事業にも県民参加や県民協働の要素を盛り込み、水源環境の保全について、幅広い観点から県民参加の取組を推進すべきです。

○　モニタリング調査については、施策の評価を行うために長期的・継続的に行う必要があります。
　また、事業効果を的確に検証するためには、県民視点と専門家による科学的な視点が重要です。森林の整備状況を検証する１つの手法として、水源環境保全・再生との関連や丹沢大山自然再生等における既存事業との関係を整理した上で、施策評価の根拠となる森林生態系調査の実施について検討すべきです。

○　事業の実績やモニタリング調査結果は、点検結果報告書やホームページ等の適切な方法により、県民に対して積極的に情報提供すべきと考えます。また、事業実施箇所において水源環境保全税を財源とする事業である旨を表示した看板の設置など、実施事業の周知方法等も検討すべきです。

【水源環境保全・再生施策の実施に係る個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）】

本意見書の検討にあたり、県民会議委員から提出された個別事項に関する意見や検討されたい意見を以下に述べる。

２－１　森林関係事業

○流域単位の具体的な森林配置の目標を明確に示し、森林再生50年構想と矛盾しないよう、実際の森林施業に反映させる必要がある。

○水源の森林づくり事業の対象は私有林であるが、県有林や国有林と連携した森林整備を行うことも今後検討する必要がある。

○私的な森林については、地権者がもっと責任と負担を負うべき。

○４つ公的管理・支援の方法の仕組みについて、条件を見直して、水源かん養に役立つ縛りをきかせられないか。

○森林整備の人材については、かながわ森林塾で養成しても即戦力ではなく、森林組合等の雇用者側にも支援する必要がある。

○森林塾については、県ではなく、人材を必要とする事業体が主体的に運営すべき。

○シカ管理と森林整備の一体的実施が必要である。具体的には、下層植生をモニタリングしながら、森林の間伐、シカの個体数調整、植生保護柵の設置の３つを同時に継続的に実施することが重要である。

○シカ管理をはじめとする丹沢大山自然再生計画の各事業と連携して推進していくことが重要である。

○丹沢大山自然再生計画と連携した取組が必要である（特にヤマビル）。

○土壌流出防止対策について、今後は特別保護地区に限定せずに、必要に応じて他の場所でも実施した方が良い。

○ブナ林等の調査研究について、ブナ林等の衰退原因の解明や立地環境モニタリングの継続を通して、奥山域再生のための各種技術開発を行い、今後の再生事業に反映させることが必要である。

○渓畔林整備事業について、概ね片岸30mをとする現行計画の事業範囲を見直し、今後は強化すべきである。

○県産の間伐材を搬出・利用する方法を考える必要がある。

○間伐材の搬出のジグザグ集材は旧式の方法であるが、作業道や大型機械を入れる効率の高い方法では、地面は荒れるので、ジグザグ集材は相応の方法であり、それが無理ならば搬出しない方が良い。

○県産木材の生産・流通・消費の循環の活性化について、間伐材のエネルギー化の検討が必要である。

○水源地域の間伐等による森林整備が、水源林の水土保全機能の向上に効果を発揮するまでには、長期間がかかることから、長期間のモニタリング調査の継続が必要である。

○津久井湖周辺の水源環境整備（遊歩道の整備）が必要である。

○水源林整備の入札において、林業事業体の規模やキャリアとは別に、結果的にどういう仕事をしてくれたかということをもっと評価すべきである。

○開設した作業道を引き続き有効活用することが必要である（維持管理経費への充当）。

○林業の推進・安定のための環境整備が必要である（林業従事者の所得の確保、雇用促進等）。

２－２　水関係事業

○河川・水路の自然浄化対策について、生態系に配慮した整備は評価できるが、直接浄化対策は適用条件が不明確で、周囲の汚染源も調査されていないので、見直す必要がある。

○生活排水処理だけでなく、生活排水の啓発にも注力すべき。

○市町村設置型高度処理合併浄化槽の整備促進の拡充が必要である（維持管理費の助成の継続や増額）。

２－３　県外上流域対策関係

○県外上流域対策については、直接的な森林整備対策よりも、流域材（流域単位の材）の搬出・利用の促進が必要である。

○県外上流域対策の目的により、優先すべき対策を選択すべき。目的が水質であれば、対策は生活排水対策や農地等面源対策、水量が目的であれば、森林整備が優先される。

○県外の生活排水対策について、山梨県の桂川清流センターを高度処理化していただきたい。

○相模湖・津久井湖の水質について、流域の汚染源がポイント。汚染源をしっかり探すことが必要。特に県外では、汚染源対策がポイントである。

○山梨県側水源林への関わり方について、財政的な議論とは別に、ソフト面での森林塾生の受け入れ、あるいは両県で共同開催等を進めることにより、水源保全に対する両県の共通意識の醸成に役立つと考える。

２－４　県民参加の仕組みづくり・調査関係

○県外上流域対策を決めるのは、議会や県民であり、県民参加としてパブコメが必要である。

○県民参加としてフォーラムだけでなく、事業現場を見せる機会があった方が良い。

○市民事業支援補助金については、小規模かつ多数の団体を支援することにより、今後、市民レベルによる水源環境保全・再生の取組が広がることを期待する。

○山梨県の桂川流域に対して、神奈川県民の水源であることのＰＲが必要である。

○森林教育を学校教育の場で普及・啓発する仕組みづくりが必要である。

○県から移管され、老朽化された諸施設について、水源地である環境整備及び地域振興の観点から改修整備に努めるべきである（財源充当）。

○森林の重要性等の理解のため、県民が森林の中で体験や学習ができる県民研修施設を設置すべきである。

参考３

「第２期実行５か年計画」のとりまとめ経過

１　計画（骨子案）

平成22年５月に「水源環境保全・再生かながわ県民会議」から提出された意見及び、第１期計画での成果と課題を踏まえ、対応方向を計画（骨子案）として整理。

計画（骨子案）を平成22年第３回（９月期）県議会定例会に報告するとともに、県民意見反映手続を実施。

［県民意見反映手続等の状況］

(1)県民意見反映手続（パブリックコメント）：平成22年10月８日～11月７日

(2)第11回県民フォーラムでの意見交換：平成22年10月24日　川崎市総合自治会館

(3)市町村への意見聴取：平成22年10月４日～10月29日

(4)意見の件数と内訳

区　　分	県民	市町村	合計
事業メニューの追加・修正・削除、目標の見直し	25	11	36
記載内容の記述の修正	19	7	26
整備基準等を定める要綱等の見直しによる対応	11	6	17
その他	39	3	42
合　　計	94	27	121

２　計画（素案）

計画（骨子案）に対して、平成22年第３回（９月期）県議会での議論や県民意見反映手続、市町村への意見照会結果を踏まえ、計画（素案）をとりまとめ。

計画（素案）を平成22年第３回（12月期）県議会定例会に報告するとともに、県民意見反映手続及び自治基本条例に基づく市町村協議を実施。

［県民意見反映手続等の状況］

(1)県民意見反映手続（パブリックコメント）：平成23年１月11日～２月10日

(2)第12回県民フォーラムでの意見交換：平成23年２月６日　FORUM246(伊勢原市)

(3)自治基本条例に基づく市町村との協議：平成23年２月１日～４月７日

(4)意見の件数と内訳

区　　分	県民	市町村	合計
事業メニューの追加・修正・削除、目標の見直し	22	19	41
記載内容の記述の修正	10	3	13
整備基準等を定める要綱等の見直しによる対応	17	4	21
その他	53	1	54
合　　計	102	27	129

３　計画（案）

計画（素案）に対して、平成22年第３回（12月期）県議会での議論や県民意見反映手続、自治基本条例に基づく市町村との協議結果を踏まえ、計画（案）をとりまとめ、平成23年第２回（６月期）県議会定例会に報告。

４　意見等の反映状況

県民意見の反映状況を明らかにするため、県民意見整理台帳を作成し、県政情報センターや各地域県政情報コーナーに備え付けるとともに、県のホームページでも閲覧できるようにした。

神奈川県
環境農政局水・緑部水源環境保全課
横浜市中区日本大通1　〒231-8588　電話(045)210-4352(直通)

R70
古紙配合率70%再生紙を使用しています